

燃料費調整単価のお知らせ(離島供給約款)

平成30年11月分
平成30年12月分

低圧で電気をご使用になるお客さまの燃料費調整単価及びその算定諸元となる平均燃料価格は次のとおりです

燃料費調整単価

区 分			平成30年11月分 (A)	平成30年12月分 (B)	単 価 差 (B) - (A)	
従量制供給	低 圧	従量電灯A・B・C、 低圧電力、深夜電力Bなど	1 kWh につき	▲0.25円	▲0.12円	0.13円
定 額	定額電灯 公衆街路灯A 農事用電灯	電 灯	10Wまでの1灯につき	▲0.96円	▲0.48円	0.48円
			10Wをこえ20Wまでの1灯につき	▲1.91円	▲0.96円	0.95円
			20Wをこえ40Wまでの1灯につき	▲3.83円	▲1.91円	1.92円
			40Wをこえ60Wまでの1灯につき	▲5.74円	▲2.87円	2.87円
			60Wをこえ100Wまでの1灯につき	▲9.57円	▲4.79円	4.78円
			100Wをこえる1灯につき100Wまでごとに	▲9.57円	▲4.79円	4.78円
	小型 機 器	50VAまでの1機器につき	▲2.86円	▲1.43円	1.43円	
		50VAをこえ100VAまでの1機器につき	▲5.72円	▲2.86円	2.86円	
		100VAをこえる1機器につき50VAまでごとに	▲2.86円	▲1.43円	1.43円	
	制	臨時電灯A (1日につき)	総容量が50VAまでの場合	▲0.08円	▲0.04円	0.04円
			総容量が50VAをこえ100VAまでの場合	▲0.15円	▲0.08円	0.07円
			総容量が100VAをこえ500VAまでの場合100VAまでごとに	▲0.15円	▲0.08円	0.07円
			総容量が500VAをこえ1kVAまでの場合	▲1.54円	▲0.77円	0.77円
総容量が1kVAをこえ3kVAまでの場合1kVAまでごとに			▲1.54円	▲0.77円	0.77円	
供	臨時電力 (1日につき)	契約電力0.5kWまでの場合	▲0.81円	▲0.41円	0.40円	
		契約電力1kW以上5kWまでの1kWごとに	▲1.62円	▲0.81円	0.81円	
給	深夜電力A (1日につき)	1契約につき	▲24.65円	▲12.32円	12.33円	
		農事用電力B (1日につき)	契約電力0.5kW	▲0.40円	▲0.20円	0.20円
			契約電力 1kW	▲0.81円	▲0.41円	0.40円
			契約電力 2kW	▲1.62円	▲0.81円	0.81円
			契約電力 3kW	▲2.43円	▲1.22円	1.21円
			契約電力 4kW	▲3.24円	▲1.62円	1.62円
			契約電力 5kW	▲4.05円	▲2.03円	2.02円

- 平成30年11月分の燃料費調整単価は平成30年6月～平成30年8月の平均燃料価格により算出されます。
- 平成30年12月分の燃料費調整単価は平成30年7月～平成30年9月の平均燃料価格により算出されます。
- 燃料費調整単価及び燃料費調整額は毎月の検針のお知らせ票、請求書等でもお知らせします。
- 電気料金は、消費税等相当額を含む料金単価で計算します。

平均燃料価格

区 分	単 位	平成30年6月 ～ 平成30年8月 (A)	平成30年7月 ～ 平成30年9月 (B)	差 額 (B) - (A)
		平均原油価格	1 kl あたり	53,435円
平均液化天然ガス価格	1 t あたり	57,172円	58,849円	1,677円
平均石炭価格	1 t あたり	13,133円	13,457円	324円
平均燃料価格	原油換算1klあたり	32,100円	32,800円	700円

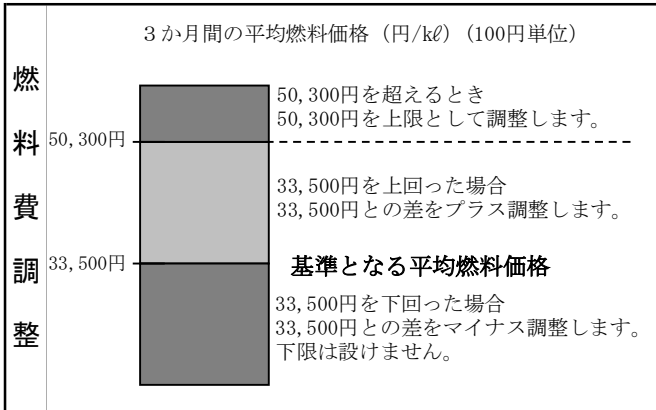
- 平均燃料価格は3か月間の貿易統計実績によるものです。

基準となる平均燃料価格	原油換算1klあたり	33,500円
-------------	------------	---------

九州電力株式会社

燃料費調整制度の概要

火力燃料費（原油・液化天然ガス・石炭）の変動をできるかぎり迅速に電気料金に反映させるため、3か月間の平均燃料価格が33,500円/kℓから変動した場合に、その変動分に応じて電気料金を調整する制度です。



● 適用期間

平成30年12月分の燃料費調整単価は平成30年7月～平成30年9月の平均燃料価格により算出されます。各期間に対応する燃料費調整単価の適用月分は下表のとおりです。

燃料価格の実績をみる期間	燃料費調整単価の適用月分
平成30年6月～平成30年8月	平成30年11月分電気料金
平成30年7月～平成30年9月	平成30年12月分電気料金

● 燃料費調整単価等のお知らせ

当社配電事業所窓口にて燃料費調整単価及び平均燃料価格を掲示するとともに、毎月検針のお知らせ票等で燃料費調整単価及び調整額をお知らせします。

電気料金の計算方法

（平成30年12月分）

$$\text{電気料金 (お支払い額)} = \text{基本料金 (税込)} + \text{電力量料金} \pm \text{燃料費調整額} + \text{口座振替割引額 (税込)} + \text{再エネ賦課金 (税込)}$$

*1 平均燃料価格が基準値から上昇したときは+、下落したときは-になります。

● 燃料費調整額（燃料費調整単価 × ご使用量）

燃料費調整額は、燃料費調整単価にご使用量を乗じたものです。燃料費調整単価は毎月見直しを行います。

● 燃料費調整単価（平成30年12月分）

$$= \left[\frac{\text{平均燃料価格} - \text{基準値}}{\text{基準単価}} \right] \times \text{基準単価}$$

$$= \left[\frac{50,300 \text{円} - 33,500 \text{円}}{1,000} \right] \times 0.176 \text{円 (低圧の場合)} = \text{▲0.12円*}$$

*基準単価：平均燃料価格が1,000円/kℓ変動した場合の電気料金単価への影響額

基準単価	低圧従量制供給の場合	0.176円/kWh
------	------------	------------

*小数点第3位四捨五入

● 平均燃料価格 = A × α + B × β + C × γ（100円未満四捨五入）

A：平均燃料価格算定期間における1kℓあたりの平均原油価格
 B：平均燃料価格算定期間における1tあたりの平均液化天然ガス価格
 C：平均燃料価格算定期間における1tあたりの平均石炭価格

α：0.1490
 β：0.2575
 γ：0.7179

α、β、γは原油換算平均価格を算定するための換算係数（原油換算係数と熱量構成比によって算定される一定の値）

● 口座振替割引額

口座振替割引は、前月分の電気料金を1回目の振替日に振替えいただいた場合に、当月分の基本料金および電力量料金の合計から54.00円割引となります。従量電灯、時間帯別電灯（10時間型）、季特別電灯、ピークシフト電灯、高負荷率型電灯、低圧電力、低圧季特別電力、深夜電力、第2深夜電力、時間帯別電灯（8時間型）のお客さまが対象です。なお、口座振替のお支払手続をしていただくことで、ご加入となります。（口座振替日指定サービスをご利用のお客さまは対象外とさせていただきます）

平成30年12月分の電気料金計算例

(例)	基本料金	774.80円 ㊦	10アンペアあたり291.60円
従量電灯B ご契約アンペア 30A ご使用量（キロワットアワー） 250kWh の場合	電力量料金	第1段階 17.19円 × 120kWh = 2,062.80円	最初の120kWhまでのご使用量に適用いたします。
		第2段階 22.69円 × 130kWh = 2,949.70円	120kWh超過300kWhまでのご使用量に適用いたします。
		第3段階 25.63円 × 0kWh = 0.00円	300kWh超過分のご使用量に適用いたします。
	計	5,012.50円 ㊧	
	燃料費調整額	-0.12円 × 250kWh = -30.00円 ㊨	平成30年12月分の燃料費調整単価は-0.12円/kWhです。
	口座振替割引額	54.00円 ㊩	
	小計	㊦ + ㊧ + ㊨ - ㊩ = 5,803円 ㊪	円未満は切り捨てます。
	再エネ賦課金	2.90円 × 250kWh = 725円 ㊫	円未満は切り捨てます。再エネ賦課金単価は2.90円/kWhです。
	電気料金（お支払い額）	㊪ + ㊫ = 6,528円	

※ 電気料金は、消費税等相当額を含む料金単価で計算します。